

## 8 学校



通常学級、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校と、いろいろな選択肢があります。それぞれの特徴や条件をまずは押さえておきましょう。

### ○小学校入学までの流れは？

就学までのスケジュール例

4月ごろ～	○就学相談の申込み（青少年総合相談センター） ・大まかなスケジュールの確認
5月ごろ～	○就学相談、学校見学など ・就学についての相談 ・特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室などの情報収集 ・学校の様子や支援体制などを確認
10月ごろ～	○意向の決定 ・小学校または特別支援学校を選択する。 ○就学時健康診断 ・小学校で行われる就学時健診を受ける。
1月末ごろ	○就学先の決定 ・入学通知書を受理
4月	○入学 ・入学通知書を学校に持参

### ●就学時健康診断

就学時健康診断は、小学校入学を控えた幼児を対象に、心身の健康状態を確認することを目的に行われています。内容は、内科・眼科・耳鼻科・歯科検診と視力・聴力検査で、一般的な健康診断を実施します。

10月上旬に教育委員会から事前にお知らせが届きます。

小学校入学にあたり心配なことがある場合は、就学時健康診断の機会に学校に相談することもできます。

### ○よく聞く「特別支援教育」って？

特別支援教育は、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上又は学習上の困難を改善・克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

## ○通常の学級と特別支援学級と特別支援学校のちがいは？

### ●通常の学級

特別支援学級ではない学級です。特別支援教育は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒もその対象としています。

### ●特別支援学級

児童生徒の障害の状態や発達段階、特性などに応じた教育を行うために、小・中学校に設けられている学級です。

○学級種別 知的障害、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害

○対象 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害

### ●特別支援学校

障害のある幼児児童生徒が自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うことをねらいとして、その専門性に基づき、一人一人の障害の状態等に応じて、様々な工夫と配慮のもとに、きめ細かな教育を行う学校です。

○対象 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

## ○通級指導教室って？交流及び共同学習って？

### ●通級指導教室

小・中学校の通常の学級及び高等学校に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で行いつつ、障害による学習上又は生活上の困難について改善・克服することを目的として、通級による指導を行う場です。小・中学校については、自分が在籍しない学校に設けられた教室に通級するケースもあります。

○対象 小学校：言語障害、情緒障害、弱視 中学校：情緒障害

高等学校（現在は、広島みらい創生高等学校の生徒が対象）：情緒障害

### ●交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動のことです。相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられます。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものです。交流及び共同学習は、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものと言えます。

## ○結局どれがいいの？（選択のポイント）

自分の子どもが、地域で落ち着いて安心して学ぶことができるかどうかポイントです。子どもの障害の程度や特性、それぞれの学級や学校等が対象としている障害種別などを踏まえて選択すると良いでしょう。特別支援学級や特別支援学校等を選択肢の1つとして考えられたら、就学前の場合は、青少年総合相談センターの就学相談を利用してみましょう。小・中学校等に在籍している場合は、学校に相談してみましょう。

## ○特別支援学級などについて詳しく知りたい。就学について相談したい

### ●青少年総合相談センター

障害のある子どもの就学相談を行っています。

○相談時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝・休日、年末年始、8月6日は除く）

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
青少年総合相談センター	広島市中区国泰寺一丁目 4-15	504-2197	-
青少年総合相談センター（分室）	広島市東区光町二丁目 15-55 (広島市児童総合相談センター 3 階)	264-0422	264-0436

## ○学級や学校は途中で変更されるの？

障害の程度が重くなったことなどを理由として、通常の学級から特別支援学級へ変わるケースや特別支援学級から特別支援学校へ編入するケースもあります。ただし、お子さんの実態によって、慎重に判断する必要があります。編入等を希望する場合は、在籍している小・中学校に相談してください。

## ○学校生活のことなどを相談したい。誰に相談すればいい？

### ●特別支援教育コーディネーター

市立小・中・高等学校等には、保護者からの相談窓口、特別支援教育の研修会の開催、関係機関との連絡・調整などの校内のコーディネート役を果たす教員（特別支援教育コーディネーター）が指名されています。

### ●スクールカウンセラー

学校において児童生徒へのカウンセリングを行うなど、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する職員です。

### ●青少年総合相談センター

障害のある子どもの就学・教育相談のほか、就学前から思春期、青年期までの心理や行動の問題、発達の課題など、あらゆる相談について専門の相談員が、一緒に考えます。

○相談時間 月～金曜日（青少年相談は月～土曜日） 午前9時～午後5時（祝・休日、年末年始、8月6日は除く）

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号	
青少年総合 相談センター	広島市中区国泰寺一丁目 4-15	青少年相談	242-2117	-
		障害のある子どもに ついての相談	504-2197	-
青少年総合相談センター（分室）	広島市東区光町二丁目 15-55 (広島市児童総合相談センター3 階)	264-0422	264-0436	

## ○子どもが放課後や余暇を過ごせる場所はないの？

### ●児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための児童厚生施設です。

- 事業内容 集会室・遊戯室・図書室などを備え、児童の利用に供するとともに、遊具・映画・紙芝居・お話などの遊びを指導したり、工作・音楽・スポーツなどのクラブ活動も適宜実施したりしています。なお、児童館では放課後児童クラブも実施しています。
- 利用対象 小・中学生、乳幼児（保護者同伴）、児童健全育成団体等
- 開館時間 月～金曜日は午後1時～午後6時30分、土曜・日曜日は午前10時～午後4時、長期休業中等学校休業日は正午～午後6時30分
- 休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、毎月第1・3日曜日、1月2日～3日、12月29日～31日

### ●放課後児童クラブ

放課後や長期休業中に、就労等により保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。（一部の小学校区では、民間の放課後児童クラブでの受入を行っています。）

- 対象 保護者及び同居する親族が、就労等のため1週間のうち概ね4日以上、午後5時頃まで家庭にいない等の理由で、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる小学校1～6年生
- 実施時間 月～金曜日は午後1時～午後6時30分、土曜日は午前8時30分～午後5時、学校休業日（長期休業中等）は午前8時30分（希望者は有償で午前8時～の利用も可）～午後6時30分
- 休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、第2土曜日、1月2日～4日、広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日、12月29日～31日
- 費用 延長利用以外は無料。延長利用料金は、年間2,400円（負担軽減措置あり）。
- 利用手続き 利用を希望する放課後児童クラブへ、申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、受付期間内に持参により申し込んでください。必要書類や受付期間など、詳しいことは広島市ホームページをご覧ください。民間の放課後児童クラブの利用を希望する場合には直接民間放課後児童クラブへ申し込んでください。
- その他 定員を超過する場合、選考により利用できないことがあります。選考方法については、広島市ホームページをご覧ください。

### ●放課後等デイサービス

学校に就学している障害のある子どもが放課後や休暇中に施設へ通所し、生活能力の向上のために必要な訓練を受けたり、社会との交流を深めたりします。

- 利用手続 22ページの「児童発達支援事業所」と同じ。
- 対象者 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・大学を除く）※に就学している、18歳未満の障害のある子ども ※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
- 対象者の特例 引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められる場合は、満20歳に達するまで利用できます。

●広島市中心身障害者福祉センター

心身障害者に対し、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練等のために必要な便宜を総合的に供与する施設です。文化事業、スポーツ事業、デイサービス事業などを行っています。

施設名	所在地	TEL	FAX
広島市中心身障害者福祉センター	東区光町二丁目1-5	261-2333	261-7789

●発達障害者オープン相談の場

発達障害のある方が、放課後の時間などにちょっと立ち寄ってスタッフと話をしたり、お茶を飲んだり、遊びなどが出来る”ほっ”とするスペースです。時間内であれば、いつ来られても、いつ帰られても結構です。

スタッフや利用者同士の交流、相談を通して、仲間作りや社会参加に向けたきっかけづくりをお手伝いします。

○対象 15歳以上の発達障害のある方で、主治医の了解が得られる方

○場所・開設日時

地区	場所	開設日時
東	東区光町二丁目15番55号 広島市こども療育センター内 3階	原則、第2・第4月曜日 14:00~18:00
		原則、第2・第4金曜日 14:00~18:00
西	西区己斐中一丁目6-20 広島市己斐公民館内	原則、第1・第3金曜日 15:00~18:00
安佐南	安佐南区長束一丁目28番3-2号 Autism Life Support Hiroshima いんぐりもんぐり内	原則、第1・第3水曜日 15:00~18:00

○利用方法 事前登録が必要ですので、利用を希望する場合は問い合わせ先へご連絡ください。

○問い合わせ先

地区	名称	所在地	電話番号
東・西	広島市発達障害者支援センター	東区光町二丁目15番55号 (広島市こども療育センター内)	568-7328
安佐南	Autism Life Support Hiroshima いんぐりもんぐり	安佐南区長束一丁目28番3-2号	239-3609

○補助制度はないの？

●特別支援教育就学奨励費

障害のある児童生徒が広島市内の公立または私立の小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて援助されます。

○対象

- (1) 特別支援学級の児童・生徒
- (2) 通級指導教室の児童・生徒（(3)に該当する者以外のもの）
- (3) 通常の学級（通級指導教室を含む）の児童・生徒のうち学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの

○援助の種類 ①学校給食費 ②交通費 ③修学旅行費 ④野外活動費 ⑤学用品・通学用品購入費

⑥新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ⑦通学費等

（広島市立の小・中学校の通級指導教室に通う場合は通学費・通学付添費のみ対象）

- (注) ・世帯の所得額に応じて、対象となる援助の種類及び援助の額が異なります。
- ・私立の小学校・中学校については、学校給食費は支給対象となりません。
  - ・⑤⑥の援助には、領収書など購入が確認できるものの提出が必要になる場合があります。
  - ・就学援助や生活保護など他の教育扶助を受けておられる場合、学用品費など重複した費目については就学奨励費の支給対象外となります。

○手続き 児童生徒が就学している小・中学校に所定の申請書を提出してください。

○問い合わせ先 就学先の学校もしくは広島市教育委員会学事課

名称	所在地	TEL	FAX
広島市教育委員会学事課	中区国泰寺町一丁目4番21号	504-2469	504-2509

### ●特別支援学校就学奨励費

特別支援学校に就学している幼児児童生徒の保護者に対し、学用品等購入費などの経費が援助されます。

○対象 特別支援学校に就学している幼児児童生徒の保護者

○援助の種類 ①教科用図書購入費 ②学校給食費 ③交通費 ④寄宿舍居住に伴う経費 ⑤修学旅行費 ⑥学用品・通学用品購入費 ⑦新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

(注) 世帯の所得額などに応じて、対象となる援助の種類及び援助の額が異なります。

○手続き 幼児児童生徒が就学している特別支援学校に所定の申請書を提出してください。

○問い合わせ先 就学先の学校

### ○中学校卒業後の選択は？

全日制課程の高校だけでなく、定時制、通信制、フレキシブル課程の高校や特別支援学校高等部など、様々な選択肢があります。子どもの学習スタイルやライフスタイルなどを踏まえて選択すると良いでしょう。

種類	特徴など
全日制課程の高校	朝から1日6時間又は7時間の授業を行い、原則3年間での卒業となります。普通科、工業・商業などの専門学科、総合学科といった学科の違いがあり、特色のある学習が行われます。
定時制課程の高校	夜間などの時間帯に1日4時間程度の授業を行い、原則4年間での卒業となります。(1日2時間程度多く授業を受けることで3年間での卒業が可能とする学校もあります。)働きながら学びたい人や、学び直しをしたい人など、様々な学習意欲を持つ人の学びの場となっています。
通信制課程の高校	学校でのスクーリングやレポートの添削による指導を行い、原則4年間での卒業となります。(授業の選択の仕方によって3年間での卒業も可能となります。)自宅での自学自習が中心となります。
フレキシブル課程の高校	広島市立広島みらい創生高等学校では、「フレキシブル課程 平日登校コース(定時制の課程)」と「フレキシブル課程 通信教育コース(通信制の課程)」が併置されており、定時制課程の生徒が通信制課程の授業を、通信制課程の生徒が定時制課程の授業を受けることができます。
特別支援学校高等部	特別支援学校の高等部では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立と社会参加を図るために必要な知識技能の習得を目指す教育を行っています。 ※視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱のいずれかを伴わない発達障害の子どもは対象となっていません。

## ○不登校の子が通うことができる施設はないの？

### ●適応指導教室

登校したくても登校できない状態にある児童生徒の社会的自立や学校復帰を図ることを目的として、市内4カ所に設置しています。

○問い合わせ先 教育委員会学校教育部生徒指導課（電話 504-2786）

名 称	場 所	対象者
ふれあい教室・中	中区国泰寺町一丁目4番15号 市役所北庁舎別館内	広島市内在住の不登校児童生徒
ふれあい教室・北	安佐北区可部3丁目19番22号 安佐北区総合福祉センター内	
ふれあい教室・西	佐伯区新宮苑11番14号 五日市公民館内	
ふれあい教室・東	東区光町2丁目15番55号 こども療育センター愛育園内	愛育園の通所部、児童相談所、こども療育センター外来で相談・治療を受けている不登校児童生徒

### ●児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

○入所対象 登校拒否・家庭内乱暴をはじめ家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童

○業務内容 医師、心理療法士、児童指導員、保育士、看護師、学校教員などのスタッフの協力のもとに、医学的には投薬を含んだ治療、心理学的には週2～3回の心理面接、生活上では集団内での規律、活動の指導（絵画、粘土、お茶、またキャンプ、ボーリング、映画鑑賞、スケート、遠足などの園外活動など）などを行っています。

○費用 80ページをご覧ください。

○入所相談 広島市児童相談所

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
広島市児童相談所	東区光町二丁目15-55 広島市児童総合相談センター内	263-0694	263-0705

○施設所在地

施 設 名	所 在 地	定 員	TEL(FAX)
広島市こども療育センター愛育園	東区光町二丁目15-55	43人 (入所28人 通所15人)	263-0683 (261-0545)
子供の家三美園	尾道市美ノ郷町三成 20372-5	20人	0848-48-0045 (0848-48-0969)

### ●フリースクール

不登校の子どもたちを対象に、学習支援や体験活動といったことを行う民間の施設です。小学校や中学校に在籍したまま通うことができます。

## ○不登校やひきこもりの子の相談がしたい

### ●児童相談所

18歳未満の子どもたちの性格や行動に関する相談、ひきこもり、不登校に関する相談に応じています。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
広島市児童相談所	東区光町二丁目 15-55 広島市児童総合相談センター内	263-0694	263-0705

### ●青少年総合相談センター

就学前から思春期、青年期までの心理や行動の問題、発達の課題など、あらゆる相談について専門の相談員が、一緒に考えます。

○相談時間 月～金曜日（青少年相談は月～土曜日） 午前9時～午後5時（祝・休日、年末年始、8月6日は除く）

名 称		所 在 地	電話番号
青少年総合 相談センター	青少年相談	広島市中区国泰寺一丁目 4-15	242-2117
	障害のある子どもについての相談		504-2197

### ●精神保健福祉センター

不登校やひきこもりなどの思春期の心の悩みの相談を受けています。（おおむね16歳以上が対象）

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
広島市精神保健福祉センター	中区富士見町 11-27	245-7731	245-9674

### ●各区保健センター

ひきこもりや心の悩みに関するさまざまな相談に、精神科医や精神保健福祉相談員が応じています。

○問い合わせ先 各区地域支えあい課地域支援第一係（安芸区は地域支援係）（78ページをご覧ください。）

○相談日時（いずれも祝日、年末年始、8月6日は休み）

区 分	区	日 時
精神保健福祉相談員による相談 （面接相談は要予約）	全区	月～金曜日 午前中
精神科医師による相談 （予約制）	中区・東区・西区・安佐南区	原則第2・4木曜日 午後1時30分～3時
	南区・佐伯区	原則第1・3木曜日 午後1時30分～3時
	安佐北区・安芸区	原則第3木曜日 午後1時30分～3時

### ●広島ひきこもり相談支援センター

各種相談を通じて、ひきこもりの方の社会参加や自立を支援します。

○対象 概ね18歳以上のひきこもりの方とその家族など

○事業内容 電話、来所または必要に応じて訪問等による相談に応じます。

※面接相談は予約が必要です。



○相談費用 無料

区分	所在地	開所時間	電話番号	担当地区
西部センター	広島市西区楠木町 一丁目8-11	月・水・木・金・土 9:00~18:00 (祝日を除く)	942-3161	広島市のうち 安芸区以外
中部・北部センター	広島市安芸区中野東 四丁目5-25-2F (Seno リバービレッジ内)	月・水・木・金・土 8:45~16:45 (祝日を除く)	893-5242	広島市のうち 安芸区のみ

### ○大学生生活で困っている。

大学には学生の大学生活をサポートするため、各種相談窓口が設置されています。大学生活で困ったら活用してみましょう。 ※大学によって名称や内容が異なります。

#### ●学生相談室

勉強・履修に関することや大学での人間関係、心身の不調、不登校や休学、その他大学生活に関する事など、大学生活に関わる様々な困りごとについて幅広く相談に応じています。多くの場合、カウンセラー（臨床心理士）が配置されており、相談に応じてくれます。また、必要に応じて、その他の相談窓口を紹介してくれます。

#### ●キャリアセンター

就職や進学、これからの進路に関する事の相談に応じています。

#### ●健康管理センター

健康に関する事の相談に応じています。怪我や体調不良の場合の応急措置や、健康相談にも応じています。